

山口市粗大ごみ戸別収集運搬等業務実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年山口市条例第122号。以下「条例」という。）及び山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成17年山口市規則第97号。以下「規則」という。）に規定する一般家庭から排出された粗大ごみについて、市が申込みにより臨時に収集、運搬及び処分業務（以下「粗大ごみ戸別収集運搬等業務」という。）を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

- 2 粗大ごみ戸別収集運搬等業務の対象となる粗大ごみ（以下「粗大ごみ」という。）は、一般家庭の日常生活において不用とされた耐久消費財等の固形廃棄物で、一辺又は直径が1メートル以上2メートル未満、かつ、1点の重さが50キログラム以内のものを基準とする。ただし、条例第17条に定める処理除外物は粗大ごみ戸別収集運搬等業務の対象とはしないものとする。
- 3 粗大ごみ戸別収集運搬等業務における戸別収集とは、申込みにより、市が臨時に任意の場所（屋外に限る。）において粗大ごみの収集を行うことをいう。

(申込み)

第3条 戸別収集の申込みを希望する者は、山口市環境部清掃事務所受付（以下「受付」という。）への来所又は電話により、戸別収集が行われる日（以下「収集日」という。）、手数料の額、収集が可能な場所等を確認の上、申込みの予約を行わなければならない。

- 2 受付は、申込みの予約時に、手数料を納付する市の窓口を指定するとともに、申込みの予約に基づき、粗大ごみ収集通知書を作成する。
- 3 申込みの予約を行った者は、収集日の2日前（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までに、前項で指定された窓口において、粗大ごみ収集通知書の内容を確認の上、戸別収集の申込み及び手数料の納付を行わなければならない。
- 4 市は前項の申込み及び手数料の納付を行った者（以下「申込者」という。）に粗大ごみ収集通知書及び粗大ごみシールを交付することによって申込みを承認したものとする。

(受付及び収集日)

第4条 受付及び収集日は、月曜日から金曜日までとする。ただし、休日及び12月28日から翌年1月4日までの間を除く。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、臨時に受付若しくは戸別収集を行い、又は受付若しくは戸別収集を行わないことができる。

(個数の制限等)

第5条 戸別収集の取扱い個数は、1戸につき1回当たりおおむね10個以内とする。

2 粗大ごみの個数の取扱いについては、別に定めるものとする。

(戸別収集の搬出場所及び方法)

第6条 粗大ごみの搬出は、申込者の責任において、市が承認した戸別収集を行う場所（原則として2トン収集車が容易に進入及び転回できる場所）に収集日までに行わなければならない。

2 申込者の戸別収集における立会は原則として不要とする。ただし、申込者は交付された粗大ごみシールを粗大ごみの見えやすい箇所に貼り付けるとともに、戸別収集の際の人員の立入り及び収集車の駐車に必要な地権者その他の承諾を事前に得ておかななければならない。

3 前2項が履行されない場合又は災害、事故その他の事情により、市は戸別収集の中止、中断又は延期をすることがある。その場合において、市は申込者に生じたいかなる損害についてもその賠償責任を負わない。

(申込みの変更)

第7条 申込者は、申込みを行った内容に変更が生じた際は、直ちに受付に申し出るとともに、その指示を受けなければならない。

(手数料の還付)

第8条 手数料の還付は、次に掲げる場合に行うものとする。

(1) 収集日の2日前（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに戸別収集の中止を申し出た場合

(2) 市の都合で戸別収集を中止又は中断した場合その他申込者の責によらずに戸別収集が行われなかった場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、粗大ごみ戸別収集運搬等業務の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。